【お問い合わせ】福祉保険課 保険年金班 ☎(72)1115



『限度額適用認定証』の更新のお知らせ

大分県 国民健康保険限度額適用認定証						
有効期限 令和 4年 7月31日 交付年月日 令和 3年 8月 1日						
記号		番号 11111111				
世帯主	住所	玖珠町大字帆足268番地の5 みほん				
	氏名	国保 次郎	男			
適用	氏名	国保 次郎	男			
対象者	生年 月日	昭和 48年 1 月 1 日				
発効期日		令和 3年 8 月 1 日				
適用区分		Ď				
保険者番号 並びに交付 者の名称及 び印		3				

令和3年度分『限度額適用認定証』の交付申請を8月4日から受 付けます。必要な方は、福祉保険課保険年金班(4番窓口)で申請 をしてください。

申請時に持ってくるもの ①国民健康保険証

②本人確認ができる顔写真入りの証明書(運転免許証など)

『限度額適用認定証』ってなに?

医療機関に提示すると、入院でも外来でも、窓口での支払いは 自己負担限度額までになります。

ただし、部屋代や食事代などの自費分は対象外です。

注意 国民健康保険税を滞納している世帯には、『限度額適用認 定証』を交付できない場合があります。

「自己負担限度額」について

限度額は月ごと、1日から末日までの受診について計算します。 70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方では、下記のように限 度額(月額)が異なります。

70歳未満の方の場合(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降※2			
(ア)901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円			
(イ)600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円			
(ウ)210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円			
(エ)210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円			
(才) 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円			

70歳以上75歳未満の方の場合(月額)

	所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)				
現役	(Ⅲ)課税所得 690万円以上(※1)	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円(※2)〉					
現役並み所	(Ⅱ)課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円(※2)〉					
得者	(I)課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円(※2)〉					
	ー 般 (課税所得145万円未満など)	18,000円 〈年間の上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円(※2)〉				
	低所得者Ⅱ(※3)	9 000E	24,600円				
	低所得者 I (年金収入80万円以下など) (※3)	8,000円	15,000円				

- (※1)70歳以上75歳未満の区分(Ⅲ)と一般の方は、認定証は交付されません。
- (※2)過去12か月間で、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。
- (※3)低所得者世帯の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。

